

77
BANK 七十七銀行

暦年贈与型信託
〈七十七〉
^{いま}現在のあなたへ



お問い合わせは、お近くの七十七銀行の店舗にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

2021年4月1日現在

77
BANK 七十七銀行

「^{いま}暦年贈与型信託〈七十七〉現在のあなたへ」

3つの特徴

1

簡単・安心

一般的な暦年贈与

- 贈与を行った証跡を残すために、**毎年贈与契約書の作成が必要**。
- 出金と入金的事実を明確にするため、**振込手続きが必要**。
- 贈与を行う機会を失念しないために、**スケジュール管理が必要**。

「^{いま}〈七十七〉現在のあなたへ」を活用した場合

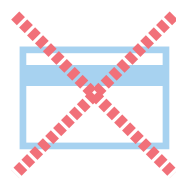
- 贈与契約書の作成や、振込などの**面倒な贈与手続きが不要**なので、贈与手続きが簡単です。
- **贈与取引の記録がのこせる**ので安心です。
- 毎年信託銀行から贈与のお知らせをするので、贈与の機会を忘れず、**贈与することが可能**です。



贈与契約書の
作成不要



簡単に
資産を贈与出来て
便利だ。

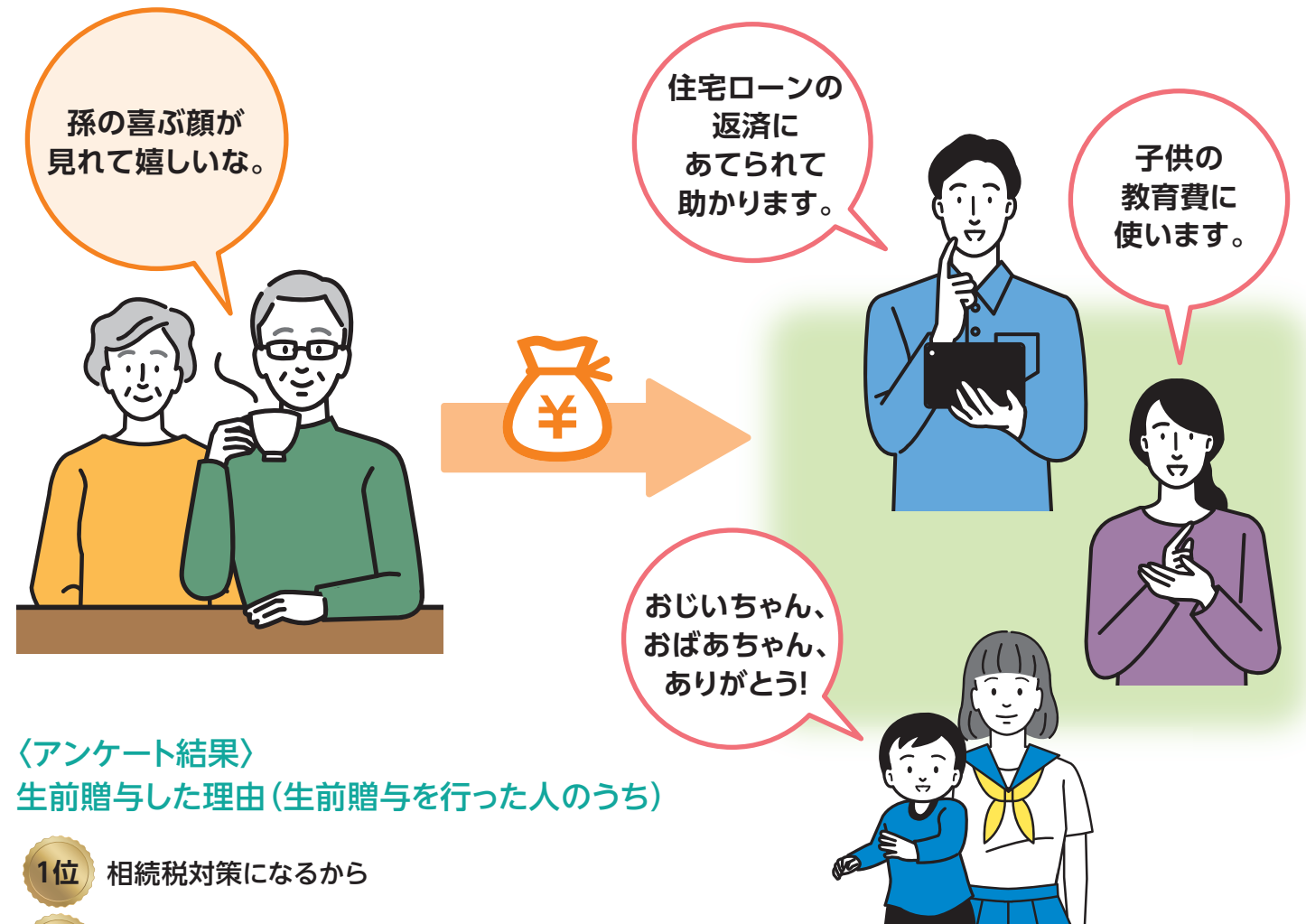


振込手続き不要

2

お子さまやお孫さまのライフプラン支援が可能

- ご存命中に資産を渡すことで、例えば
住宅ローンの返済や教育費の支援が可能です。(4ページに活用例を記載しております。)



〈アンケート結果〉

生前贈与した理由(生前贈与を行った人のうち)

- 1位 相続税対策になるから
- 2位 子供や孫の生活を楽しんであげたいから
- 3位 必要なタイミングで資産を贈与することができるから
- 4位 確実に贈与したい人に資産を渡すことができるから

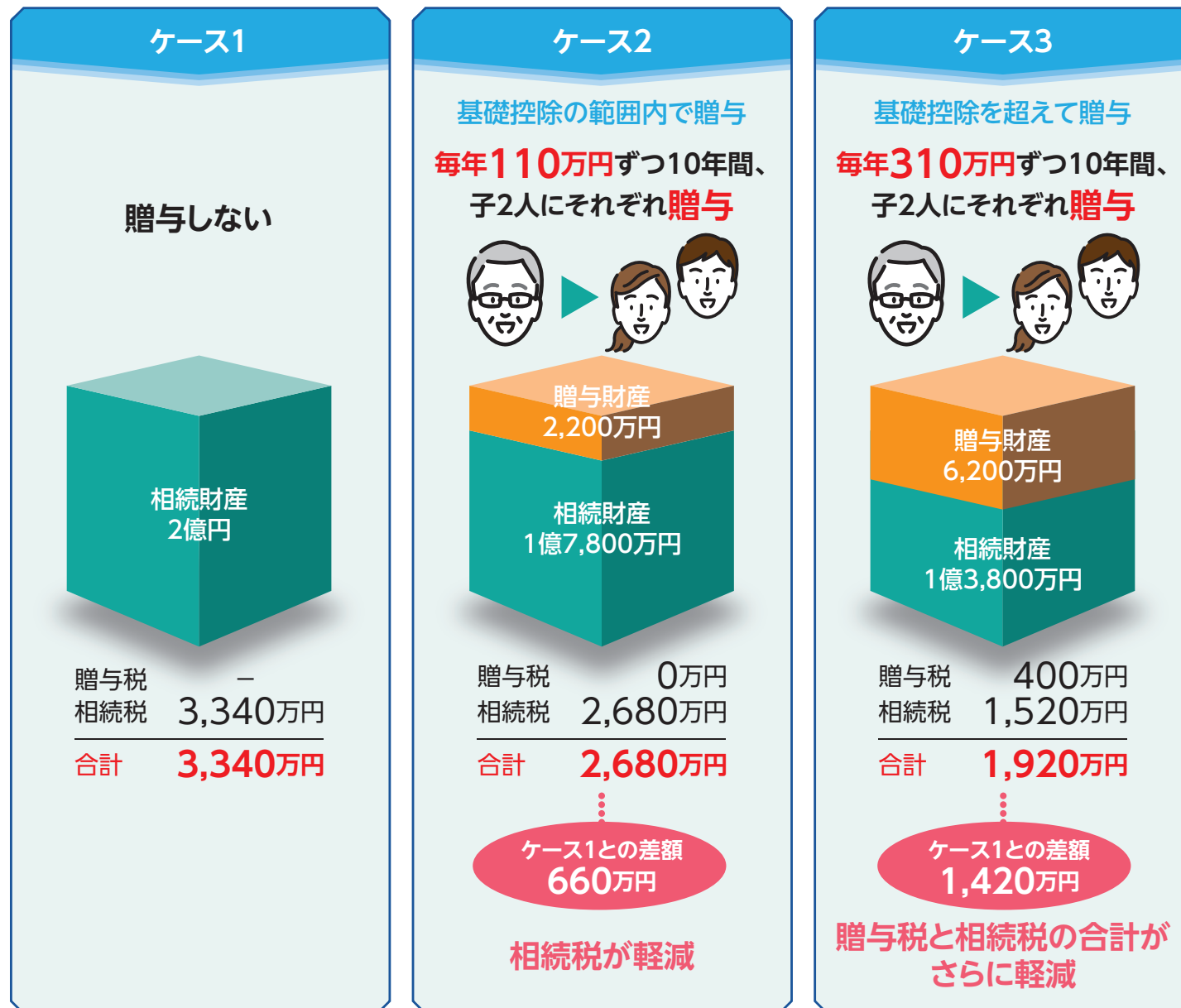
(出典) 一般社団法人信託協会
相続・贈与・投資に関する意識調査(2015年7月)をもとに作成

- 計画的に生前贈与を行うことで、
相続税の負担を減らしながら、資産を次世代へ渡すことができます。

生前贈与を10年間実行した場合の税効果

例えば…

- 相続財産が2億円(相続税評価額・基礎控除前)の場合
 ● 法定相続人が子2人



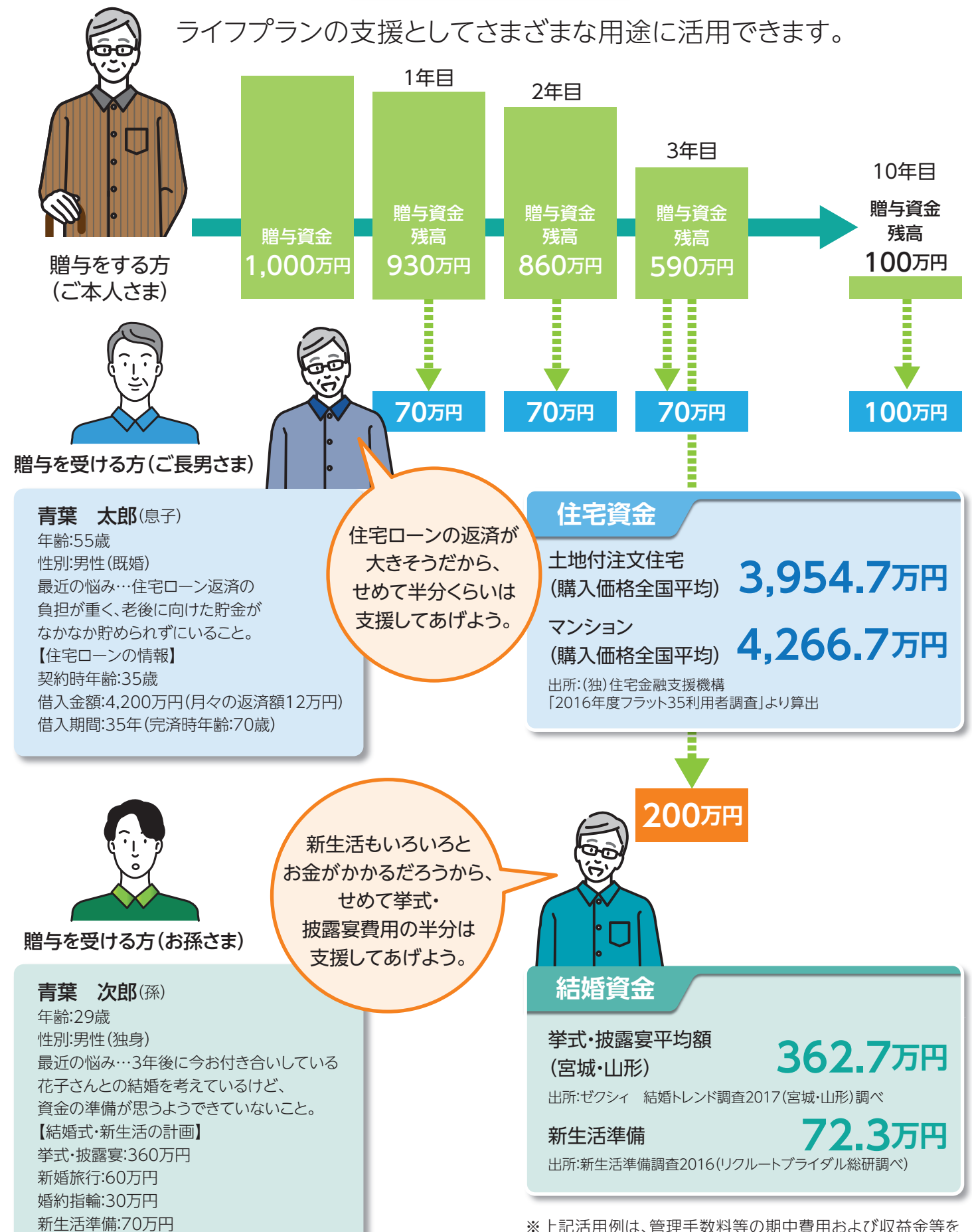
- 相続開始前3年以内の贈与財産は、相続財産に加算されて相続税が計算されますが、上記の試算は考慮していません。
 ● 生前贈与を10年間実行した後に相続が発生したものと仮定しており、相続の発生時期によっては上記の試算と異なる場合があります。

10年後に大きな差となります

当行では「相続税対策として有効な生前贈与額」の試算を無料で行っております。

活用例

ライフプランの支援としてさまざまな用途に活用できます。



※上記活用例は、管理手数料等の期中費用および収益金等を加味していません。

● ライフイベントごとの主な支出



結婚・新生活費用

●結婚資金の目安

挙式、披露宴、披露パーティ総額	362万7,000円
新婚旅行	58万2,000円
婚約指輪	34万4,000円
新婦の衣装	48万3,000円
スナップ写真	22万4,000円

出所：ゼクシィ 結婚トレンド調査2017(宮城・山形)調べ

●新生活資金の目安

インテリア・家具の購入費用	40万円
家電製品の購入費用	37万4,000円
賃貸費用(敷金・礼金)	18万2,000円
引越し費用	6万4,000円



新生活準備のための費用合計 **102万円**

出所：新生活準備調査2016(リクルートブライダル総研調べ)



住宅費用

	土地付注文住宅	建売住宅	新築マンション
住宅取得費	3,954.7万円	3,337.8万円	4,266.7万円
手持金	461.5万円	313.1万円	739.8万円
月々返済額	109,500円	92,500円	117,000円

出所：(独)住宅金融支援機構「2016年度フラット35利用者調査」より算出



教育費用

幼稚園 (3年総合計)	小学校 (6年総合計)	中学校 (3年総合計)	高校 (3年総合計)	大学 (4年総合計)	
公立 70万円	公立 193万円	公立 144万円	公立 135万円	国公立 485万円	すべて 国公立の場合 1,027万円
私立 145万円	私立 917万円	私立 398万円	私立 312万円	私立 530万円	すべて 私立の場合 2,302万円

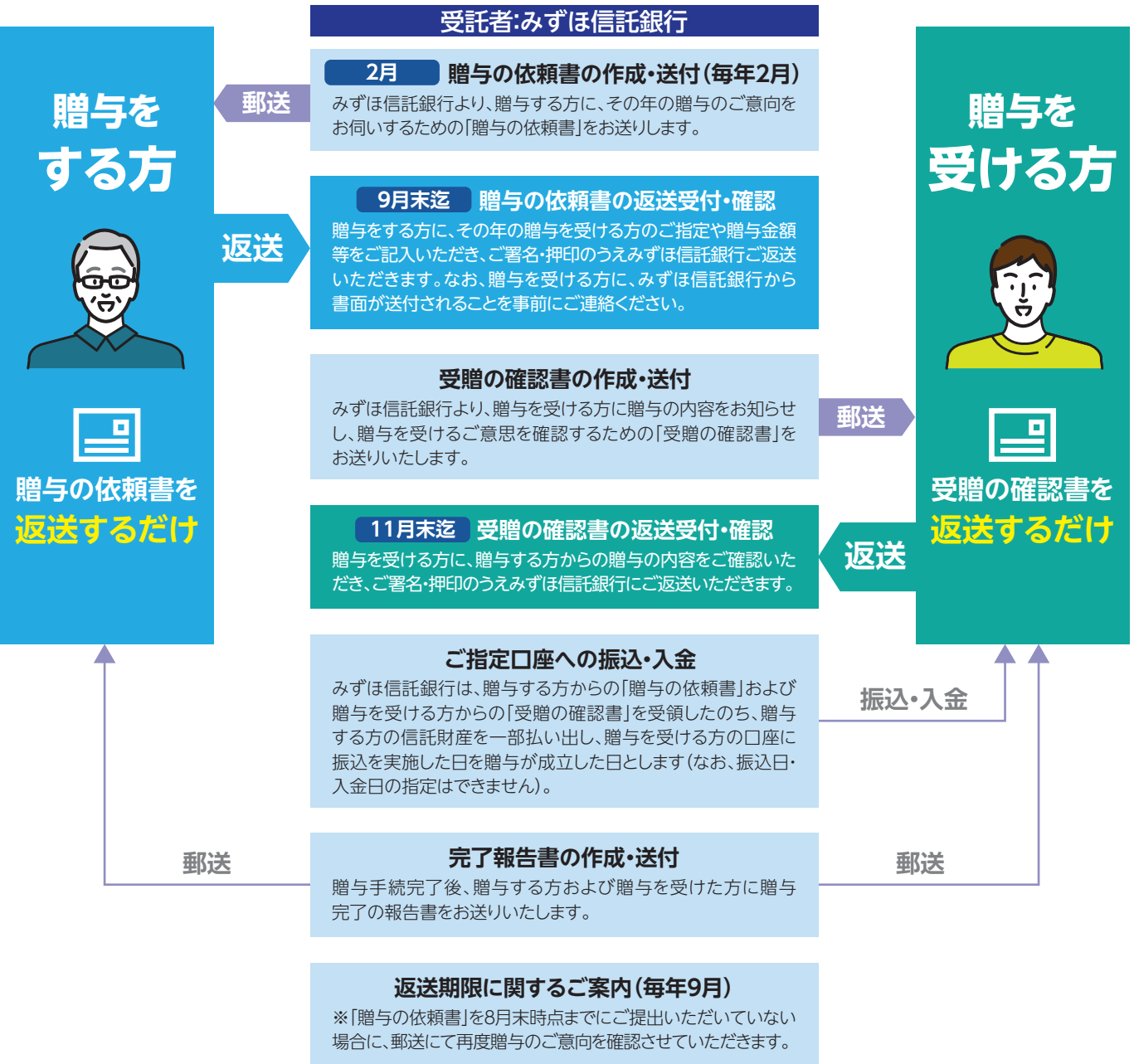
出所：文部科学省「子供の学習費調査(平成28年度)」、「平成28年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(理系)」
(株)日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査(平成28年度)」より算出

暦年贈与型信託〈七十七〉現在のあなたへ 商品概要

ご利用いただける方	個人のお客さま(未成年の方を除く)
お申込金額等	500万円以上(1万円単位) ※本商品は複数契約のお申し込みが可能です。 ※お申込金(信託金)は、主に七十七銀行の定期預金で運用します。
信託設定日	お申込日の翌月の15日(金融機関休業日の場合は当該日の前営業日となります。)
信託期間満了日	信託設定日からお客さまがご指定した期間 (5～30年の期間から1年単位で指定)後に最初に到来する計算期日※ ※計算期日は、毎年11月10日となります。
信託期間	原則として、信託設定日(信託契約日)から信託期間満了日までとなります。 ※なお、信託期間の延長はできません。
追加信託	お客さまによる追加信託が可能です(1万円単位で指定)。

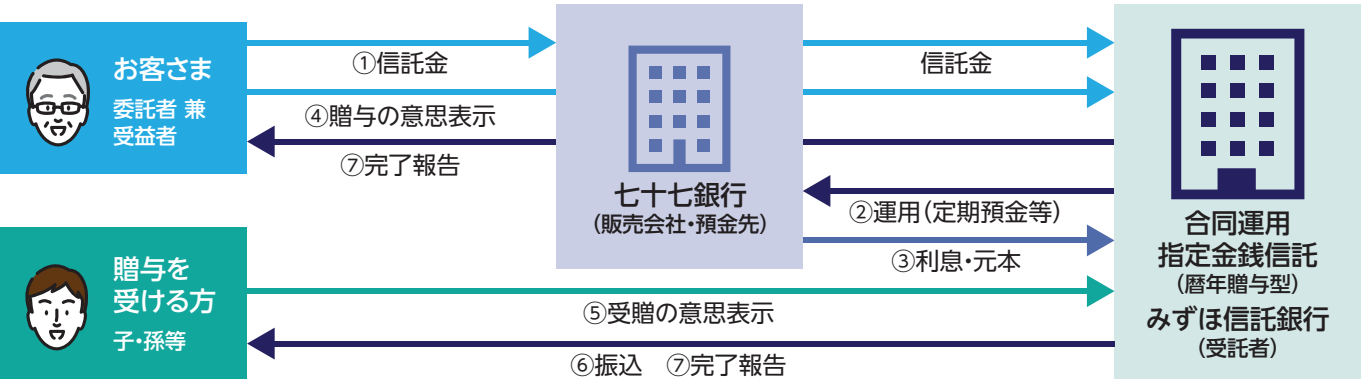
受贈者	3親等以内の親族(国内居住者のみ)の中から、最大9名さままで ご指定いただけます。						
贈与手続き	○お客さまは、原則として年に1回、贈与を行うことができます。 ○みずほ信託銀行(受託者)は、受託者所定の手続により、指定受贈者の口座に ご指定の金額を振込みます。						
贈与金をお支払いする日	贈与金をお支払いする日は、原則として、毎月25日(金融機関休業日の場合は 翌営業日)とし、お客さまからの贈与の意思表示および指定受贈者からの受贈の 意思表示を受けたことについてみずほ信託銀行の確認が完了した日より、 贈与金を以下の日にお支払いします。 <table> <tr> <th>みずほ信託銀行の確認が 完了した日</th><th>贈与金をお支払いする日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)</th></tr> <tr> <td>1日～15日までの場合</td><td>みずほ信託銀行の確認が完了した日の当月25日</td></tr> <tr> <td>16日～末日までの場合</td><td>みずほ信託銀行の確認が完了した日の翌月25日</td></tr> </table>	みずほ信託銀行の確認が 完了した日	贈与金をお支払いする日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)	1日～15日までの場合	みずほ信託銀行の確認が完了した日の当月25日	16日～末日までの場合	みずほ信託銀行の確認が完了した日の翌月25日
みずほ信託銀行の確認が 完了した日	贈与金をお支払いする日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)						
1日～15日までの場合	みずほ信託銀行の確認が完了した日の当月25日						
16日～末日までの場合	みずほ信託銀行の確認が完了した日の翌月25日						
受託者	みずほ信託銀行株式会社						
販売会社	株式会社七十七銀行						

贈与手続の流れ



- 所定の期間内に「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着しない場合、贈与手続を行えない場合があります。また、「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着して以降は、贈与または受贈の意思表示の撤回はできません。
- お客さまあてにみずほ信託銀行から送付される各種書面の送付時期は、現時点で予定されている送付時期であり、将来的に変更となる場合があります。なお、送付時期が変更となる場合は、みずほ信託銀行よりお客さまあてにご案内いたします。

仕組み



〈七十七〉現在(いま)のあなたへ

Q&A

申込時

- Q** 受贈候補者は、何人まで指定できますか。
- A** 受贈候補者は最大9名さままでご指定いただくことが可能です。
- Q** 本商品申込時に指定した受贈候補者しか贈与することができないのですか？
- A** 受贈候補者は、毎年見直すことができます。ただし、申込時に贈与する方の3親等以内のご親族(国内居住者に限ります。)の中から1名さま以上を必ずご指定ください。

契約期間中

- Q** 中途解約はできますか？
- A** 原則としてできませんが、やむを得ない事情がある場合に限り、中途解約は可能です。なお、本商品は一部のみをご解約することはできません。
- Q** 本商品はこういった場合に終了することになりますか。
- A** 本商品の終了事由は、主に「信託期間の満了」や「お客さまがお亡くなりなった場合」が挙げられます。

贈与手続き時

- Q** 「贈与の依頼書」は、毎年いつ頃受け取ることができますか？
- A** みずほ信託銀行より、毎年2月に贈与する方あてに順次「贈与の依頼書」を送付いたします。
- Q** 贈与手続きは、1年に何回できますか？
- A** お客さまは贈与にかかる意思表示を「贈与の依頼書」等により、原則として年度(1月～12月)毎に1回行うことができます。ただし、お客さまによる贈与の意思表示期限は毎年9月末(銀行休業日の場合は翌営業日)までのため、10月～12月にお申込の場合、お申込初年については、贈与にかかる意思表示は行えません。

- Q** 贈与手続きは、郵送ではなく、店頭でもできますか？
- A** できません。贈与手続きに関する書面をみずほ信託銀行より郵送いたしますので、そちらでお手続きをお願いいたします。

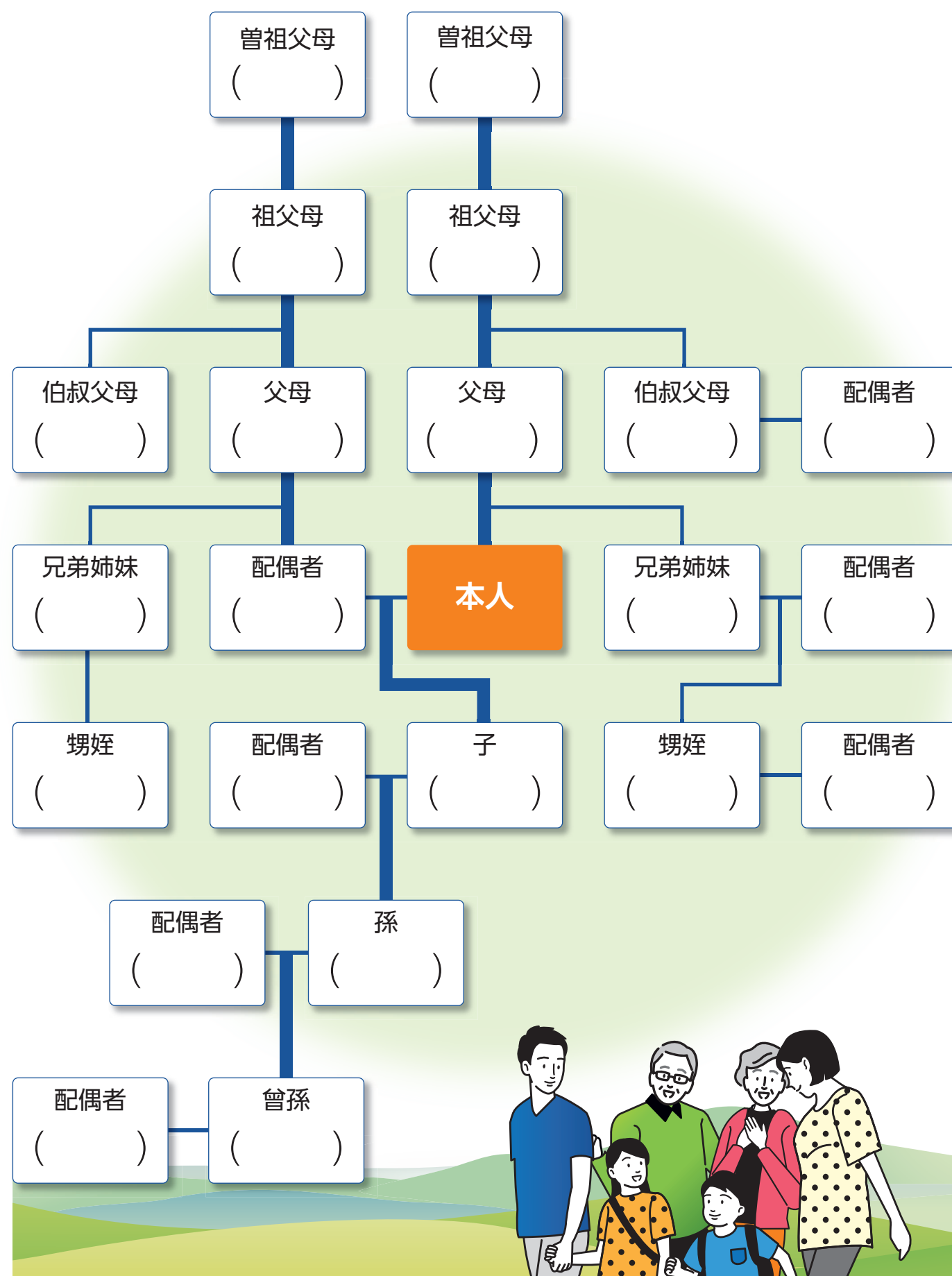
- Q** 本商品は、いつ贈与が成立したことになるのでしょうか。
- A** みずほ信託銀行が「贈与の依頼書」および「受贈の確認書」を受領し、あらかじめお届けいただいている指定受贈者名義の口座に受託者(みずほ信託銀行)が贈与金の振込を実施した日を「贈与が成立した日」とします。

- Q** 贈与資金はいつ支払われるのですか？
- A** 原則として毎月25日(銀行休業日の場合は翌営業日)にお支払いします。ただし、お客さまからの贈与の意思表示および指定受贈者からの受贈の意思表示を受けたことについて、みずほ信託銀行の確認が完了した日より以下のとおり贈与資金をお支払いする日が異なります。

みずほ信託銀行の確認が完了した日	贈与金をお支払いする日
1日～15日までの場合	みずほ信託銀行の確認が完了した日の当月25日
16日～末日までの場合	みずほ信託銀行の確認が完了した日の翌月25日

あなたの3親等以内の親族は？

()内にお名前等を記入して整理してみましょう。



本商品の購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

直接的にご負担いただく費用

申込手数料：お申込金額の2.2%（税込）とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2.2%（税込）を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。

管理手数料：贈与にかかる各種事務への対価として、管理手数料を申し受けます。管理手数料は年11,000円（税込）とし、毎年1月15日（金融機関休業日の場合はその翌営業日）に、信託金の元本より払出す方法によりいただきます。ただし、お申込ま月が10月～12月の場合は、お申込の年において贈与が発生しないことから、お申込の翌年の管理手数料収受日における管理手数料はいただきません。※消費税および地方消費税は、管理手数料収受日時点の税率に基づいて計算します。

解約手数料：解約手数料はかかりません。

間接的にご負担いただく費用

信託報酬：信託報酬は、原則として計算期日（毎年11月10日）に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。

〔信託報酬＝計算期間中の信託元本平均残高×信託報酬率0.10%×計算期間中の日数÷365（円未満切捨）〕

ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益（信託財産の運用収益等から費用等を控除した額）を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値（円未満切捨）を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。

その他信託財産にかかる費用：合同運用財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。

税金について：

■受益者の収益金に関しては、20.315%※（国税15.315%、地方税5%）の税金が分配時に源泉徴収されます（本商品は、マル優制度の取り扱いとはございません）。※課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

■本商品における贈与によって、贈与を受ける方に贈与税の申告・納付をしていただく必要がある場合があります。その場合、贈与を受ける方は贈与税の申告期限内に申告・納付手続きをお願いします。

■贈与する方にご相続が発生した場合、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合がありますのでご注意ください。

■税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。国税庁ホームページのタックスアンサー等も参考となります。

重要事項 本商品のご購入にあたりお客様にご注意いただく点

本商品のリスクについて

信用リスク：運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元金金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。

金利変動リスク：市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。

流動性リスク：一時期に大量の贈与ならびに中途解約や相続が発生することにより想定を超える支払が生じ、支払準備のための資金が不足した場合に、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

■本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

■本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約に応じることがあります。

■信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。

■本商品のお申込は、原則として取消することができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。

■説明書は七十七銀行本支店の窓口にご用意しております。

〈本商品の留意事項について〉本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。

復興特別所得税に関するお知らせ 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税として所得税額×2.1%が課税されます。

販売会社の概要

■商号等／株式会社七十七銀行

■登録金融機関／東北財務局長（登金）第5号 加入協会：日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置（下記機関を利用）

■一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号／0570-017109 または 03-5252-3772

■特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号／0120-64-5005

■受付日（共通）／平日（月～金）〔銀行休業日を除く〕 ■受付時間（共通）／9:00～17:00